

# 亘理町認定こども園整備事業に係る事業者募集要項 (令和5年度開設)

当町における待機児童については、働き方の多様化や核家族化の進展などから、依然として増加傾向にあることから、「第2期亘理町子ども・子育て支援事業計画」において、保育所等の整備を計画しています。

今般は、町内でも住宅建築が多く、引き続き保育の需要が見込める「逢隈地区」への整備を予定しています。同地区には、小規模保育施設が3か所ありますが、保育所が1か所であり3歳以上児の受け皿が少ないことに加え、幼稚園がなく岩沼市内へ通園する児童が5割超となっています。

そのため、整備する施設については、1号認定の児童も利用可能な「認定こども園」とし、運営を行う事業者を次のとおり募集します。

## 1. 募集する法人等

社会福祉法人又は学校法人（施設整備補助金の交付決定までに設立予定者を含む）で、認定こども園の建設用地を独自に確保できる者であること。

## 2. 募集する保育施設の形態・施設等の条件

### (1) 整備施設

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」  
(平成18年法律第77号) 第17条第1項に規定する私立幼保連携型認定こども園

### (2) 整備地域

①亘理町逢隈（亘理町立逢隈小学校の学区内）

②災害等の非常時において、安全に避難できる地域であること。

③既存認可保育所の運営に支障をきたさないよう、適切な距離が保たれていること（小規模保育施設を除く）。

※小規模保育施設については、施設間の連携や兄弟別々の施設に入所した場合の保護者の利便性を考慮し、互いの施設の運営に支障が生じなければ特に制限は設けない。

④「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」（昭和59年宮城県条例第30号）や施設建設に係る他の関係法令等を総合的に勘案して適当であること。

### (3) 整備施設の規模

想定する定員 100人程度

定員の内訳

1号認定こども 30人程度

2・3号認定こども 70人程度（0歳児6人以上）

※0歳児から5歳児の保育を実施し、うち0歳児は6人以上とする。3歳未満児の定員構成率を保育所部分の概ね3割以上とすること。ただし、今後の保育需要の動向によって変更する場合もあるので担当者へ確認すること。

### (4) 施設数

私立幼保連携型認定こども園 1箇所

(5) 開所の時期

令和5年度（開所時期は亙理町と協議のこと）

(6) 建設用地の要件

安定的・継続的に保育施設を運営するため、以下の要件を満たすこと。

- ①施設を建設する用地は、事業者が所有又は取得見込み若しくは借地であること。ただし、借地の場合は、永年（当該建築物の耐用年数を超える期間）使用が可能な条件で借地契約が締結されていること若しくは締結見込みであり、施設の建設に支障がある権利が設定されていないこと。
- ②不動産の貸与を受けて施設を設置する場合は、「幼保連携型認定こども園の園地、園舎等の所有について」（平成26年12月18日府政共生第743号・26高私行第9号・雇児保発1218第1号・社援基発1218第1号 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当））及び「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日付通知雇児発第0524002号・社援発第0524008号）に示されている要件を満たすこと。
- ③認可を受けた土地・建物等は、事業者の責任において維持管理すると共に、当該施設における保育以外の目的に転用しないこと。

(7) 教育・保育内容等の要件

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に規定する満3歳以上の幼児に対する教育及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に実施し、次の各項を全て実施すること。

- ① 教育・保育内容：「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づいた教育・保育を実施
- ② 通常保育：午前7時から午後6時の11時間開所
- ③ 延長保育：午後6時から午後7時の1時間以上実施
- ④ 特別保育：一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）、障害児との統合保育、地域活動事業、子育て支援（園庭開放等）を実施
- ⑤ 給食の提供：自園調理とし、すべての園児に対し給食を提供してください。  
※自園調理に係る経費については、運営事業者の負担とします。  
※給食は、栄養士が献立を作成し、主食・副菜・おやつを町内又は県内で生産された食材を積極的に使用し、適時適温で提供してください。また、食育指導や食物アレルギーへの対応についても配慮してください。
- ⑥ その他：乳児保育（生後6ヶ月以上児の受入）、情報の提供、相談及び助言、近隣住民への配慮（送迎や物品搬入等車両対策）

(8) 自己資金

施設整備費及び設備整備費の総額に対し、10%以上の自己資金を普通預金、当座預金等により保有し、施設整備費及び設備整備費に充当すること。

施設整備費及び設備整備費に借入金を充当する場合の借入先は、（独）福祉医療機構の協調融資等とし、確実な返済が見込めること。

### 3. 応募資格

応募事業者は、以下の要件をすべて満たす事業者とします。

(1) 法人要件

- ① 社会福祉法人又は学校法人である事業者
- ② ①の法人設立予定者で、施設整備補助金の交付決定までに設立が確実な事業者

- (2) 資金計画及び事業計画が確実であり、事業者が施設用地及び施設の建設に要する資金を確保できる事業者であること。
- (3) 社会福祉事業等に熱意と識見を有し、新たに施設を運営するために必要な経営基盤及び社会的信用を有している事業者であること。
- (4) 本町の保育行政をよく理解し、運営において積極的に協力できる事業者であること。
- (5) 以下の条例・規則に示されている設置等の認可要件を満たす事業者であること。
  - ① 宮城県が定める「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例」(平成18年10月13日宮城県条例第74号)
  - ② 宮城県が定める「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」(平成18年10月13日宮城県規則第104号)
- (6) 認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業のいずれかの運営実績があり、直近1年間の指導監査で重大な指摘を受けていないこと。
- (7) 事業者が国税、地方税を滞納していないこと。
- (8) 事業者が民事再生法に規定する再生手続き開始又は破産法に規定する破産手続き開始の決定を受けていないこと。
- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員でないこと。
- (10) 社会福祉法人又は学校法人の設立見込みの応募者の場合は、法人認可に係る基本条件を満たすことが見込まれていることが条件となります。役員・資産等について一定の要件が課されますので、社会福祉法人又は学校法人設立の要件等を確認すること。
- (11) その他、町長が必要と認める条件を満たしている者

#### 4. 運営内容等

- (1) 整備施設の設備・運営・職員の配置等については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例」(平成18年10月13日宮城県条例第74号)及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」(平成18年10月13日宮城県規則第104号)、その他関係法令に適合するものであること。
- (2) 事業者自らが認定こども園を運営し、保護者及び地域関係者との良好な関係づくりに努め、地域に根ざした運営を行うこと。
- (3) 各種研修への参加や独自の職員研修を行うとともに、自己評価制度等を実施し職員の資質向上を図ること。
- (4) 町立保育所等の町内保育施設と連携・交流を行い、お互いの保育の向上を図ること。
- (5) 町が求める事業内容に関する報告及び立ち入り調査等に協力すること。
- (6) 町が定める苦情解決の仕組みを整備すること。

- (7) 職員の労働条件について、労働関係諸法令を遵守すること。
- (8) 整備施設の敷地内には、十分な送迎用の駐車場等を確保すること。
- (9) 教育・保育事業について、以下の項目を考慮し実施すること。
- ① 教育・保育内容については「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき実施し、指導計画に定めた具体的な狙いを達成すること。
  - ② 入所児童への健康診断、歯科検診を年2回、実施するとともに、嘱託医との連携を図ること。
  - ③ 保護者との交流を図り、保護者の意見を施設運営に反映させること。
  - ④ 入所児童については、施設内での事故等に関する保険（災害共済給付制度、傷害保険等）に加入すること。
  - ⑤ 宗教的活動の多様化に配慮し、宗教的な行事を行う場合は、事前に保護者に説明し、理解を得たうえで実施すること。
  - ⑥ 運動会等の行事は、土曜日及び日曜日の開催について配慮すること。
  - ⑦ 教育・保育内容の向上に努めるとともに、第三者による評価を積極的に行うこと。
  - ⑧ 苦情解決第三者委員を設置し、適切な運用を行うこと。
  - ⑨ 町の子育て支援施策を理解し積極的に協力すること。
- (10) 給食・調理について、以下の項目を考慮し実施すること。
- ① 給食は、自園調理方式とすること。
  - ② 給食は、栄養士が作成する献立に基づき実施すること。
  - ③ アレルギー体質の乳幼児に配慮した給食を実施するほか、離乳食など年齢や乳幼児の特性に対応した給食とすること。
  - ④ 調理員その他給食に従事する職員及び調理施設の衛生管理を徹底すること。
  - ⑤ 3歳～5歳児の主食については、施設から提供（完全給食）若しくは自宅から持参するかを、保護者の意見を踏まえ方針を決めること。
  - ⑥ 調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日付児発第86号厚生省児童家庭局長通知）を遵守すること。
- (11) 開園時間及び休園日等は次のとおりとします。
- ① 開園時間：月曜日～金曜日 午前7時から午後7時まで（延長保育時間を含む）  
：土曜日 午前7時から午後6時まで
  - ② 休園日：日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- (12) 給付費等について
- ① 給付費については、子ども・子育て支援法に基づき、町から施設へ支払います。
  - ② その他各種事業については、「亘理町私立保育園事業費補助金交付要綱」に基づき、補助金を支払います。
- (13) 保護者の費用負担について
- ① 保育所負担金（保育料）は、事業者が徴収し、町からの給付費支給の際に保育料分を差し引いて支給することとする。
  - ② 満3歳以上の児童に係る副食費の一部負担は、施設で徴収し、給食材料費へ充当すること。（※令和3年度は町内全施設児童1人当たり4,500円/月で徴収。）
  - ③ 保護者へ費用負担を求める場合は、保護者の理解を得るとともに、町と協議のうえ承認を得ること。
  - ④ 保護者会（父母の会）などの会費の額は、保護者に委ねること。

## 5. 申込方法

はじめに「認定こども園整備事業エントリーシート」にて応募の意思を示していただき、次に「認定こども園整備申込書」を提出していただきます。

### (1) 受付場所

亘理町子ども未来課（宮城県亘理郡亘理町字悠里1番地）

### (2) 受付期間

#### ①認定こども園整備事業エントリーシート

令和3年12月13日（月）から令和3年12月27日（月）まで  
（土・日曜日、祝日を除く）

#### ① 認定こども園整備申込書（様式1に記載の提出書類一覧参照）

令和3年12月13日（月）から令和4年1月11日（火）まで  
（土・日曜日、祝日を除く）

※エントリーシートの提出（受付期間12/13～12/27）がない事業者の申込書は受け付けできませんので、ご注意願います。

### (3) 受付時間

午前8時30分から正午、午後1時00分から午後5時00分

### (4) 提出書類

#### ①認定こども園整備エントリーシート 1部

#### ②認定こども園整備申込書（様式1に記載の提出書類一覧参照）

申込書に必要な書類を添えて、受付期間内に正本1部、副本1部をフラットファイル等に綴じ、合計2部提出してください。

※ 町長が必要と認める書類の追加提出を求める場合があります。

※ 応募に関し必要な費用は、応募者の負担となります。

※ 町が公募状況の公表等に必要な場合は、応募書類等の内容を無償で使用できるものとします。また、選定終了後など必要に応じ、応募書類等の内容は原則全て公開の対象となりますが、応募者の正当な利益を害するものについては、非公開とします。

※ 提出いただいた書類等は、返却しません。

※ 応募内容等の変更は原則認めませんが、町と協議のうえ変更していただく場合があります。

### (5) 提出方法

持参（郵送による提出は不可。事前に連絡をお願いします。）

### (6) 事前相談

応募を希望する法人は、申込み手続きを行う前に、必ず事前相談をお願いします。事前相談の日程・時間等につきましては、事前に子ども未来課に連絡し、調整をお願いします。

※ 事前相談は、午前8時30分から正午、午後1時から午後5時の間となります。

※ 事前相談は、書類審査や決定の可否を行うものではありません。

## 6. 選定方法

### (1) 選定方法

選定は、本町の選定委員会において、施設整備場所の環境（送迎の利便性や保育環境等）、事業者の教育・保育に対する考え、保育経験等を総合的に審査の上、町長が決定します。

※ 選定委員会は、令和4年1月中旬に開催する予定にしており、応募者から施設整備計画や教育・保育の内容等についての説明をいただきますので、代表者の出席をお願いします。日時は後日応募者へ通知します。

### (2) 選定基準項目

- ① 法人の運営状況に関する事項
- ② 施設整備に関する事項
- ③ 施設の運営に関する事項
- ④ 教育・保育内容に関する事項
- ⑤ 給食に関する事項
- ⑥ 安全衛生管理に関する事項
- ⑦ 職員確保・配置計画・研修計画に関する事項
- ⑧ 保護者対応・地域交流・町との連携に関する事項

### (3) 結果報告

選定結果については令和4年1月下旬を目途に書面をもって通知します。

### (4) 決定の取り消し

次の事由があった場合は、協議の上、決定を取り消す場合があります。

- ① 保育需要や待機児童の状況に急激な変化（減少）があった場合
- ② 選定された事業者による事業実施が困難と認められる場合
- ③ その他、町長が不適切と認めた場合

## 7. その他

- (1) 選定結果について、施設建設に際し補助金を必要とする場合は、令和4年度の予算に係る議決（令和4年3月予定）をもって正式決定となります。

※選定結果で決定となった場合でも、予算の状況等により決定を取り消す場合があります。

- (2) 正式決定された施設整備については、亶理町補助金等交付規則（昭和62年亶理町規則第5号）により、施設整備費等に対して、国庫（県）補助制度に基づき補助金を交付します。

## 8. 問い合わせ先

亶理町子ども未来課 子育て支援班

電話番号 0223-34-1225（直通）

E-mail kosodate-s@town.watari.miyagi.jp